

厚木市都市公園条例の一部改正の骨子に関するパブリックコメントについて

1 意見募集期間

平成 30 年 9 月 1 日（土曜日）から平成 30 年 10 月 2 日（火曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1 人
- (2) 意見の件数 5 件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数（件）
1	条例・計画等に反映させたもの	0
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	0
3	今後の取組において参考にするもの	0
4	条例・計画等に反映できないもの	2
5	その他（感想・質問）	3
	合計	5

4 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	都市公園の運動施設面積が厚木市は低いので原案は50%以下とのことだが、市民の健康増進の観点からテニスコートなどの運動施設が足りているのかの観点がないのではないか。	都市公園は、平常時にはレクリエーションや憩いの場となり、災害時には避難場所となることから一定のオープンスペースを確保する必要があります。厚木市内の都市公園におきまして、運動施設率は今後の整備計画も含めて十分に余裕があります。なお、市内の運動施設の整備につきましては、厚木市スポーツ施設整備推進計画に基づき進めています。	5

2	法規定にかかわらず運動施設には愛好者の多いジョギング用の部分も含めて出すべきではないのか。	都市公園法施行令第5条第4項第1号において、ジョギングコースは運動施設として含まれますが、園路も兼ねるジョギングコースは運動施設敷地面積として含まれません。	4
3	条例改正案だが、現行条例のどの部分の改正なのか、規定追加なのか不明です。	厚木市都市公園条例には、運動施設に関する規定がありませんので、同条例に新たに運動施設率を定めます。	5
4	条例本文の改定ではなく、附則か要綱で規定する方式でもいいのではないのか。	都市公園法施行令第8条において、運動施設率は「地方公共団体の条例で定める割合（中略）を超えてはならない」とありますので、厚木市都市公園条例の本則に定める必要があります。	4
5	緑の基本計画との関係を明確にすべきではないか。	緑の基本計画は、都市緑地法等や厚木市都市公園条例に基づき、緑地の保全や推進に関する基本的な計画であります。本条例の一部改正内容は、緑の基本計画との整合が図られています。	5

5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 公園緑地課
(2) 連絡先 046-225-2412

6 結果公開日

平成 30 年 11 月 2 日 公開